

笛吹市立石和西小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月 制定
平成 31 年 4 月 一部改訂
令和 7 年 4 月 一部改訂

I 「いじめ防止」に対する基本的な考え方

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたります。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、いじめの早期発見・早期解決に努めます。

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

「弱者をいじめることは、人間として絶対に許されないことです。どのような社会にあっても、いじめは許されません。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせませす。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されません。」という基本理念に立ち、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な子どもはいない。」ことを自覚して、石和西小学校の全児童が、豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校児童、全教職員挙げて取り組んでいきます。そのために、「いじめ防止対策推進法」の基本的理念等を深く理解し、以下の事項に取り組んでいきます。

II 「いじめの認識」と「いじめ問題に対する基本認識」

1 「いじめの定義」

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けたとされる児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

とりわけ、「いじめを発生させない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

このよう中で、平成25年6月28日に制定され、9月28日施行されたのが「いじめ防止対策推進法」です。この法律は、「いじめが、いじめを受けたとされる児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること」を目的としています。

いじめ防止対策推進法13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。

2 「いじめの基本認識」と「いじめ問題に対する基本認識」

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な様態がある。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。

いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものであること。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題である。

Ⅲ いじめ対策組織「いじめ対策委員会」

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、本校では、以下の「いじめ防止対策委員会」（校長先生がリーダーシップをとり、生徒指導主任を中心に、教頭、教務主任、学年主任、保健主事、特別支援コーディネーター、教育相談担当等がメンバーとなって対策対応する組織）を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行っていきます。

いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置します。

「いじめ防止対策委員会」

＜構成員＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、保健主事、養護教諭、

特別支援教育コーディネーター、教育相談担当等・・・・計 13～14人

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

＜活動＞

- ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
（校長のリーダーシップ、生徒指導からの情報提供等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。（報・連・相・結果報告等）
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。（いじめ防止校内研修の開催等）

＜開催＞

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

Ⅳ いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

1 「未然防止」の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」をはじめとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことです。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずです。

- ① 道徳教育の充実（道徳教育・道徳の時間の指導の充実等）
- ② 人権教育、キャリア教育の充実（人権教育、キャリア教育の充実等）
- ③ 社会性の育成
（異学年交流、お互いに認め合う集団づくり、校外学習、交流学习等）
- ④ 児童会による集団づくり
（児童会集会、あいさつ運動、業間の児童会ミニ集会、委員会集会等）
- ⑤ 保幼小中の連携
（校区内保育所保育園と小学校の情報連携と交流連携、中学校と6年生との
情報連携と交流連携、中学校体験入学、中学生里帰り体験等）
- ⑥ 日常的な職員間の連携・情報交換

2 「早期発見」の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。また、様々な理由でいじめを受けたとされる本人がその理由を否定する場合もあります。児童の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められています。

日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにします。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童が、いじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みます。また、児童に関わることを教職員間で共有（情報交換・情報連携）し、保護者とも連携して情報を収集するように努めます。

- ① いじめ相談窓口・通報窓口の設置
- ② 「いごこちアンケート」の実施
- ③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談の充実及び周知
- ④ 日常の子どもの観察

「早期発見」のための手立て

- ① アンケート調査
- ② 個人ノート、連絡帳、日記等
- ③ 個人面談
- ④ 教育相談
- ⑤ 日々の観察
- ⑥ 保健室での様子
- ⑦ 本人からの相談
- ⑧ 周りの友だちからの相談
- ⑨ 保護者からの相談
- ⑩ 地域の方からの情報 等

3 「早期対応」の取組

基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いて指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたっていきます。

いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが確認されたときは**危機管理**の「さ・し・す・せ・そ」を合言葉に教職員全員で解決に向けて対応にあたります。

「さ」・・・	最悪の事態を想定して	軽く考えずに
「し」・・・	慎重に	いじめ被害者に寄り添った慎重な対応で
「す」・・・	速やかに	早期の解決に向けて
「せ」・・・	誠実に	誠意を持った対応で
「そ」・・・	組織的に	学校長を中心とした組織的な対応で

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校長に事実関係を報告し指示を仰ぎます。必要な場合は、学校の設置者と連絡を取り所轄警察署（笛吹警察署）と相談します。

いじめによる「重大な事態」の疑いがあると判断された場合は、設置者からの指示に従って必要な対応を行います。

いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けたとされる子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った子どもの保護者に対する助言を行います。また事実認識により判明した、いじめの事案に関する情報を適切に提供し、解決に向けて対応していきます。

いじめが起きた集団への働きかけ

いじめによる重大な事件が起きた場合には、事実関係を調査していきます。特に、いじめが起きた集団への働きかけは重要で、一人一人に事実関係の有無や経過、事実に対する自分の思い等を聞く機会を設けていきます。追加調査が必要な場合は、教育委員会と相談し、調査会をつくり調べていきます。その際、関係機関と情報を交換・共有するなどしながら原因究明を行っていきます。

いじめによる重大な事件には、事件解明と平衡して、被害者の心のケアや集団へのケアが必要となってきます。スクールカウンセラー等の協力を得ながら、心の面の回復や健全な集団を育てていく取組を行っていきます。

ネット上のいじめへの対応

子どもたちのネット利用や携帯電話の実態の把握も行い、インターネット上のいじめ対策にも取り組んでいく必要があります。

インターネット上のいじめは匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害にとどまらず、学校、家

庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであること、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させる必要があることから、定期的に「ネットの危険」「ネットの罠」等の『インターネットの陰』の部分进行学习する機会をつくり、情報モラル教育の充実を図るとともに予防的な学習を行っていきます。併せて、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対応が行われるよう、警察を始めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備します。また、教職員に対しても、情報モラル教育に関する研修を実施するなどして、指導力の向上を図っていきます。

4 「重大事案」への対応

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や相当の期間（目安として30日程度）学校を欠席することを余儀なくされているなどを含む重大事態が発生したと疑われる場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- ・いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

① 笛吹市教育委員会	TEL	055-261-3337
	FAX	055-261-3343
② 笛吹警察署	TEL	055-262-0110
③ 山梨県教育庁峡東教育事務所	TEL	0553-20-2738
	FAX	0553-20-2733
④ 山梨県中央児童相談所	TEL	055-254-8617
⑤ 笛吹市教育委員会ふえふき教育相談室	TEL	055-261-3344
⑥ 笛吹市立石和中学校	TEL	055-262-2225
	FAX	055-262-2397
⑦ 笛吹警察署富士見駐在所	TEL	055-262-3720
⑧ 笛吹市消防本部	TEL	055-261-0119

いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月 文部科学省）により、適切に対応するものとする。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf



（１）学校による調査

① 重大事態の発生と調査

- ア 重大事態が発生した場合、学校は笛吹市教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告する。
- イ 笛吹市教育委員会の指導、また、人的措置を含めた支援を受け、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに校内調査委員会を設置する。
- ウ 調査実施前に、被害児童・生徒及びその保護者に対して調査方針等について説明

を行う。また、調査を実施するに当たり、加害児童・生徒及びその保護者に対しても説明を行う。

- エ 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を可能な限り網羅的に確認し、因果関係について客観的事実に基づいて調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。調査に当たっては、学校地震がたとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う。学校は、調査組織等に対して積極的に資料提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

《具体的な対応》

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の対応

・いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者などに被害が及ばないように十分に留意する。

・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止することが重要である。当該児童生徒の保護者に対しても聴き取った事実関係を十分に説明する。

・いじめられた児童生徒には、事情や心情を聴取し、スクールカウンセラーなど継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の対応

（いじめられた児童生徒が入院や死亡した場合）

・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について説明を行い調査に着手する。

・調査方法は、原則として在籍児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

○いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応

・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。

調査は公平性・中立性を確保した上で、専門委員会が行う。調査を実施する際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、遺族に対して調査方法その他の調査について説明を行う。また、必要に応じて同意を得るなどして、児童生徒への聴き取り調査、質問紙調査を行うが、くれぐれも遺族の失意の思いに対して配慮を欠くことのないように心がける。

・調査により知り得た情報については、プライバシーへの配慮の上、できる限り偏りのない資料、情報を集め、その信頼性の吟味を含めて事実関係を客観的かつ総合的に分析評価する。当該校においては、友人の死に直面し、児童生徒の心の動揺や学級内に落ち着かない様子が見受けられるなど、心理的な心配がある場合には、スクールカウンセラーを要請するなど必要な措置を取ることとする。また、児童生徒の自殺には連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要となるので学校は教育委員会と綿密な連携を図りながら慎重に対処する。

□その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着ついた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果は、市長に報告する。上記アの説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(2) 留意事項

① 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査が適切に行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。学校においては、年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう努める。

③ チェックリストの活用について

学校においては、平時からの備え及びいじめ樹大事態調査の際には、重大事態ガイドライン別添3のチェックリスト（以下 QR コード参照）を、実情に応じて編集の上活用する。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_4.docx

